

岩手県告示第 666 号

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 2 項の規定により、公共測量の実施（平成 19 年岩手県告示第 331 号）で公示した公共測量を終了した旨国土交通省東北地方整備局岩手河川国道事務所長から通知があった。

平成 19 年 9 月 14 日

岩手県知事 達 増 拓 也